

館林邑楽保護区保護司会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、館林邑楽保護区保護司会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を館林邑楽更生保護サポートセンター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、保護司法(以下法という。)第13条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、次の事務を任務として行うほか、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

- (1) 法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) 保護司の職務に関する研修
- (5) 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動
- (7) 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること
(国家公務員災害補償法(昭和29年法律第91号)に基づくものを除く)

(会 員)

第5条 本会は、館林邑楽保護区に配属されている保護司を会員とする。

(部 会)

第6条 本会に第4条の活動を遂行するため、次の部会を設け、それぞれ部長を置く。

- (1) 総務部会 (本会活動の基となる総会や役員会、理事会等運営全般を掌る)
- (2) 研修部会 (研修視察地の選定や準備、当日の運営を行う)
- (3) 社会貢献活動部会 (社会貢献活動を円滑に実施するための「準備」・「活動」・「総括」を行う)
- (4) 協力事業主会部会 (事業主会の活動の充実に向け、情報交換の場の提供及び研修視察地等の情報提供を行う)

(支 部)

第7条 本会に次のとおり支部を設け、それぞれ支部長を置く。

- (1) 館林支部 (館林市)
 - (2) 板倉支部 (板倉町)
 - (3) 明和支部 (明和町)
 - (4) 千代田支部 (千代田町)
 - (5) 大泉支部 (大泉町)
 - (6) 邑楽支部 (邑楽町)
- 2 支部長は支部が推薦し、総会において理事として選任する。

第2章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

支部選出の理事および役員 (支部長含む)

館林支部（9名） 板倉支部（2名） 明和支部（2名） 千代田支部（2名）
大泉支部（3名） 邑楽支部（2名）

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 6人
- (3) 常務理事 2人
- (4) 理 事 10人以上20人以内
- (5) 監 事 2人

2 本会に顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第9条 理事および監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2 会長は、理事の中から総会において選任する。
- 3 副会長は各支部1名とし、各支部の推薦により総会において、選任する。
- 4 常務理事は、理事の中から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その職務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順序により会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の議決に基づき会務を執行する。
- 5 監事は、会計及び理事の会務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任されるまではその職務を行う。
- ただし、保護司を退任し、会員資格を失った場合は、この限りではない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第12条 会議は、総会及び役員会、理事会、支部会とする。

(総 会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が招集する。
- 3 会員の3分の1以上、又は、監事から会議の目的を示して、招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、この会則で定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。

(役員会及び理事会)

第14条 役員会及び理事会は、それぞれ役員及び理事をもって構成する。

- 2 役員会及び理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事現在数の3分の1以上、または監事から会議の目的を示して、招集の請求があった場合には、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 役員会及び理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 5 支部会は、各支部の必要に応じて支部長が招集する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

- 2 役員会及び理事会の議長は、会長が行う。
- 3 支部会の議長は、支部規約に従って選任する。

(会議の定足数)

第16条 会議は、構成員の現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第4章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の資産は、会長が管理する。ただし各支部の資産は、支部長が管理する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第20条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決により定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後60日以内に監事の監査を受けて、総会の議決を得なければならない。

第5章 雑 則

(事 務 局)

第22条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務担当者を置くことができる。
- 3 事務局長及び会計は、常務理事の中から会長が委嘱する。

(会則の変更)

第23条 本会の会則は、総会において3分の2以上の同意を得た場合には変更することができる。

(施行細則)

第24条 この細則の施行について必要な細則は、役員会の承認を得て、会長が定める。

付 則

- 1 この会則は 平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月30日改定
- 3 平成22年4月26日改定
- 4 平成23年4月20日改定
- 5 平成25年4月24日改定
- 6 平成26年4月25日改定
- 7 平成27年4月23日改定